



る	と	と	も	に	,	そ	の	う	え	で	社	会	福	祉	を	定	義	し	,	
社	会	福	祉	を	構	成	要	素	に	分	け	,	社	会	福	祉	の	機	能	
を	明	ら	か	に	し	た	。													
	そ	も	そ	も	社	会	福	祉	と	い	う	歴	史	的	社	会	現	象	の	
最	も	単	純	な	社	会	事	実	は	,	特	別	な	歴	史	的	社	会	的	
状	況	と	援	助	活	動	の	内	容	を	考	慮	に	入	れ	な	け	れ	ば	,
「	援	助	」	と	い	う	行	為	で	あ	る	。	こ	れ	は	,	洋	の	東	
西	を	問	わ	ず	,	い	ず	れ	の	社	会	に	お	い	て	も	超	歴	史	
的	普	遍	的	な	福	祉	現	象	と	し	て	存	在	す	る	も	の	で	あ	
る	。	こ	こ	で	い	う	援	助	と	は	,	援	助	者	(	主	体	)	が	,
原	則	と	し	て	無	償	で	児	童	,	傷	病	,	障	害	,	高	齢	,	
貧	困	な	ど	,	さ	ま	ざ	ま	な	社	会	的	な	不	利	な	条	件	・	
障	害	の	た	め	に	自	立	し	て	生	活	で	き	な	い	要	援	助	者	
(	対	象	)	に	対	し	て	自	立	の	支	援	を	目	的	と	し	て	生	
活	財	ま	た	は	福	祉	サ	ー	ビ	ス	を	供	給	す	る	愛	他	的	・	
利	他	的	行	為	で	あ	り	,	一	種	の	贈	与	で	あ	る	。			
	こ	の	よ	う	な	援	助	と	い	う	行	為	は	,	特	に	一	般	の	
社	会	的	行	為	と	区	別	し	て	「	福	祉	的	行	為	」	と	呼	ぶ	
こ	と	に	し	た	。															
	援	助	者	(	主	体	)	か	ら	要	援	助	者	(	対	象	)	へ	原	

則	と	し	て	無	償	で	生	活	財	ま	た	は	福	祉	サ	ー	ビ	ス	の	
供	給	が	行	わ	れ	る	福	祉	的	行	為	の	や	り	と	り	の	過	程	
が	「	援	助	関	係	」	で	あ	る	。										
	こ	の	よ	う	な	援	助	関	係	は	,	だ	れ	(	援	助	主	体	)	
が	,	だ	れ	(	援	助	対	象	)	を	,	何	を	根	拠	(	福	祉	価	
値	)	に	,	ど	の	よ	う	な	ル	ー	ル	(	福	祉	規	範	)	で	,	
ど	の	よ	う	な	援	助	活	動	(	生	活	財	や	福	祉	サ	ー	ビ	ス	
の	供	給	)	が	行	わ	れ	る	の	か	,	と	い	う	構	成	要	素	か	
ら	成	り	立	っ	て	い	る	。												
	援	助	関	係	は	,	一	方	に	お	い	て	各	要	素	(	援	助	者	・
要	援	助	者	・	福	祉	価	値	・	福	祉	規	範	・	援	助	活	動	)	
の	働	き	・	機	能	が	変	化	す	る	と	,	特	に	要	援	助	者	と	
そ	の	属	性	で	あ	る	要	援	助	性	(	自	立	性	の	欠	落	)	の	
内	容	が	変	化	す	る	と	,	こ	れ	に	応	じ	て	援	助	の	内	容	
(	生	活	財	や	福	祉	サ	ー	ビ	ス	)	が	変	わ	る	と	い	う	歴	
史	的	社	会	的	概	念	で	あ	る	。	他	方	に	お	い	て	,	援	助	
関	係	の	概	念	枠	を	構	成	し	て	い	る	ど	の	要	素	が	欠	け	
て	も	援	助	関	係	が	成	り	立	た	な	い	と	い	う	意	味	で	,	
い	つ	の	時	代	,	い	ず	れ	の	社	会	に	お	い	て	も	不	可	欠	
の	超	歴	史	的	普	遍	的	な	概	念	枠	で	あ	る	。					



福	祉	関	係	法	令	,	そ	の	他	福	祉	に	関	す	る	慣	習	・	道
徳	・	宗	教	。															
	援	助	活	動	(	実	踐	)										生	活
財	ま	た	は	福	祉	サ	ー	ビ	ス	の	供	給	と	,	そ	の	た	め	の
社	会	福	祉	援	助	技	術												
	以	上	の	よ	う	な	現	代	日	本	の	福	祉	状	況	に	当	て	は
め	た	援	助	関	係	の	各	構	成	要	素	は	,	そ	れ	ぞ	れ	の	働
き	を	分	担	し	,	次	の	よ	う	な	社	会	福	祉	の	機	能	を	充
足	し	て	き	た	。														
	〈	社	会	福	祉	政	策	レ	ベ	ル	の	機	能	〉					
		①	社	会	統	合	(	連	帯	)	の	機	能						
	要	援	助	者	を	援	助	す	る	こ	と	に	よ	っ	て	社	会	が	彼
ら	を	受	け	入	れ	る	こ	と	は	,	社	会	の	成	員	間	の	き	ず
な	結	束	を	強	め	る	こ	と	(	社	会	統	合	)	で	あ	る	。	
		②	社	会	制	御	の	機	能										
	要	援	助	者	を	援	助	す	る	こ	と	に	よ	っ	て	社	会	が	彼
ら	を	受	け	入	れ	る	こ	と	は	,	彼	ら	を	社	会	福	祉	政	策
主	体	(	国	家	)	の	期	待	に	そ	う	行	動	を	と	ら	せ	る	こ
と	を	意	味	し	,	そ	の	結	果	と	し	て	社	会	の	秩	序	を	維

持	す	る	こ	と	で	あ	る	。													
	社	会	福	祉	政	策	は	，	要	援	助	者	を	援	助	す	る	こ	と		
	に	よ	っ	て	社	会	の	秩	序	を	維	持	す	る	と	い	う	マ	ク	ロ	
	的	な	課	題	を	達	成	す	る	手	段	と	し	て	社	会	制	御	の	機	
	能	を	果	た	し	て	き	た	。												
	〈	社	会	福	祉	の	実	践	レ	ベ	ル	の	機	能	〉						
	公	・	私	の	経	営	組	織	（	社	会	福	祉	機	関	・	施	設	・		
	団	体	）	と	，	そ	の	よ	う	な	組	織	に	所	属	す	る	ソ	ー	シ	
	ヤ	ル	ワ	ー	カ	ー	等	の	社	会	福	祉	従	事	者	が	，	要	援	助	
	者	の	自	立	生	活	を	確	保	・	維	持	し	，	彼	ら	を	社	会	に	
	受	け	入	れ	る	こ	と	を	め	ざ	し	て	多	様	な	援	助	技	術	を	
	動	員	す	る	と	い	う	個	別	具	体	的	・	ミ	ク	ロ	的	な	社	会	
	統	合	の	機	能	を	果	た	す	こ	と	で	あ	る	。						
	第	3	章	で	は	，	援	助	の	機	能	が	社	会	や	集	団	に	無		
	条	件	に	内	在	す	る	も	の	で	は	な	く	，	「	社	会	的	共	感	
	と	「	社	会	的	共	同	性	」	と	呼	ば	れ	る	秩	序	原	理	を	そ	
	の	う	ち	に	含	み	，	そ	れ	ぞ	れ	の	社	会	や	集	団	を	本	質	
	的	に	支	え	る	集	団	性	の	枠	組	み	を	形	づ	く	っ	て	い	る	
	<small>ケ・マインシャフト</small>	共	同	態	に	内	在	す	る	も	の	で	あ	る	こ	と	，	一	時	代	前
	ま	で	共	同	態	の	典	型	で	あ	っ	た	家	族	・	近	隣	・	地	域	



ついで、生活保障システムの単位が「社会」
(生活欲求充足圏)であること、その社会が
小地域共同体から国民社会・国家へと拡大さ
れる過程で社会保障が形成されることを明らか
にしたことである。
社会保障は、生活保障システムの単位であ
る「社会」が、面識的近接的な家族・近隣・
地域共同体から非面識者からなる広大な国民
社会・国家へと拡大し、このような国民社会
・国家だけが全体として人間の生活を保障で
きるようになったときに、成立したものである。
かくして、国民的まとまりをもった共同態
としての国民社会・国家が国民の生活保障に
責任を負うようになったのは、日本の場合19
46年公布の憲法第25条「生存権」規定と、そ
の後の一連の社会福祉関係法令の制定によっ
てであり、世界史的には「世界人権宣言」
(1948年)である。
第3に、現代の社会福祉の特質として、①



社会福祉政策化，②個別的・専門的援助とボ  
 ランタリズムを検討したことである。  
 まず，すべての国民の最低生活を国家が保  
 障する体制をもって「社会福祉政策化」と規  
 定すれば，日本の社会福祉政策化は，第2次  
 世界大戦後，国民の生存権保障のための一手  
 段として社会福祉を位置づけたことから始ま  
 ったことである。  
 かくして，我が国現代の社会福祉実践（福  
 祉機関・施設・団体に所属するソーシャルワ  
 ーカー等が，援助対象・福祉の利用者の抱え  
 る生活問題の緩和解決のために生活財や福祉  
 サービスを供給すること）は，社会福祉の政  
 策化によって規定されるようになった。した  
 がって，社会福祉の援助活動（実践）に従事  
 するケースワーカー等の福祉専門職従事者は，  
 福祉政策によって与えられた枠組み（法令規  
 則）のなかで援助活動に従事することになる。  
 つぎに，福祉の仕事が公私の機関や施設等  
 に勤務する有給の専門職員に移るまでは，宗

教的 慈善 団体 や 世俗 団体 および 名誉 職 的 民 生  
 委員 等 の 人 たち の 個 人 的 献 身 に よ っ て さ さ え  
 ら れ て き た た め に , 福 祉 の 仕 事 に 固 有 な 職 業  
 エ ー ト ス ( 福 祉 の 心 ) を 形 成 す る 傾 向 が あ り ,  
 要 援 助 者 の 支 援 の た め に す る 援 助 者 の 個 別 的  
 専 門 的 援 助 と 個 人 的 献 身 と い う 社 会 福 祉 の 仕  
 事 の 特 色 を 生 み 出 す よ う に な っ た こ と を 明 ら  
 か に し た こ と で あ る 。  
 こ の よ う な 福 祉 の 仕 事 に 固 有 な 福 祉 エ ー ト  
 ス は , 福 祉 の 仕 事 を す る 人 たち が 自 発 的 に 援  
 助 活 動 に 従 事 す る よ う に 動 機 づ け る も の で あ  
 る 。 援 助 活 動 は , こ の よ う に , 強 制 さ れ た り ,  
 い や い や な が ら す る も の で は な く , 自 発 的 自  
 主 的 に 行 う も の で な け れ ば な ら な い 。 福 祉 の  
 仕 事 に 従 事 す る 人 たち の 援 助 活 動 を 自 発 的 自  
 主 的 に 行 う よ う 動 機 づ け る 福 祉 エ ー ト ス を ボ  
 ラ ン タ リ ズ ム (voluntarism) と い う 。  
 キ リ ス ト 教 の ボ ラ ン タ リ ズ ム , 仏 教 の ボ ラ  
 ン タ リ ズ ム , 儒 教 の ボ ラ ン タ リ ズ ム , そ し て  
 日 本 の 民 俗 学 的 視 点 に よ る ボ ラ ン タ リ ズ ム が ,

日本人の自発的自主的な援助活動を動機づける福祉エートスとして機能していることを明らかにした。

第4章では、社会福祉の原型として相互扶助、宗教的慈善、政治的救済を取り上げ、それぞれについてヨーロッパ（特にイギリスを中心として）および日本の系譜をたどり、これら三つの原型が現代の社会保障とその下位システムである社会福祉システムを形成していることを明らかにした（本文75頁「社会保障システムと社会福祉の原理によって構成される社会福祉システム」参照）。

第5章では、まず、福祉的行為を成り立たせている社会福祉原理を、社会福祉の原型（相互扶助、宗教的慈善、政治的救済）ごとに明らかにした。ついで、社会福祉原理の展開を、主として近代社会以降のイギリスの政治的救済を中心に明らかにした。さらに、現代社会における社会福祉原理は人権の視点からとらえることにした。





## ② 連 帯 ・ 互 恵 の 原 理

連 帯 ・ 互 恵 の 原 理 と は ， 近 隣 ・ 地 域 を 同 じ  
く し て 生 活 や 仕 事 を し て い る 人 た ち が 共 同 で  
特 別 な 便 益 ・ 恩 恵 な ど を 相 互 に は か り 合 い ，  
そ の こ と に み ん な で 責 任 を 負 う こ と で あ る 。

第 二 次 世 界 大 戦 後 ， 国 民 の 生 活 を 保 障 す る  
責 任 が 国 家 に あ る こ と ， 社 会 連 帯 が 社 会 保 険  
制 度 の 基 盤 で あ る こ と を 明 確 に し た 。 し た が  
っ て ， 連 帯 ・ 互 恵 の 原 理 は ， 今 日 の 我 が 国 に  
お い て は 社 会 連 帯 を 基 盤 と し ， 受 給 者 の 費 用  
負 担 （ 保 険 料 ・ 掛 金 納 付 ） を 条 件 と し て 給 付  
を 行 う 社 会 保 険 制 度 （ 失 業 ， 疾 病 ， 退 職 ， 労  
災 等 の 特 定 の 経 済 的 困 難 に 対 処 ） を 支 え て い  
る も の で あ る 。

## 2 . 宗 教 的 慈 善 の 原 理

宗 教 的 慈 善 は ， 憐 憫 や 愛 他 心 （ Altruism ）  
に よ っ て 無 償 で 要 援 助 者 に 対 し て 生 活 財 ま た  
は 福 祉 サ ー ビ ス を 供 給 す る 援 助 関 係 に 見 ら れ  
る 。 宗 教 的 慈 善 の 原 理 は ， 現 代 で は 福 祉 実 践  
活 動 等 に 従 事 す る 人 た ち を 精 神 的 に 支 え る

「福祉の心」(ボランティアリズム)となつて引き継がれている。

ここでは、特に我が国の福祉的行為とかかわりのあるキリスト教的慈善と仏教的慈善について、その主要な原理を挙げて説明した。

①キリスト教的慈善を支える原理は、カリタス(ラテン語 Caritas, 英語 Charity)である。カリタスは、人間が本来持っている愛他心であり、神の正義と一体である。神の正義(愛他心)にもとづいて隣人を愛することが、神を愛するゆえんであるとした。このよ  
うなカリタスの愛(Agape)は、神が人間に与えた贈り物であるがゆえに、神の正義と一体であつた。なお、隣人とは、神の被造物としてすべて等しく兄弟姉妹であり、血縁を超えた精神共同体の成員として理解される。

かくして、キリスト教的慈善では、隣人愛にもとづいて貧しい人や不幸な人を、進んで援助することが最も重要な義務・倫理であるとした。

## ② 仏教的慈善の原理

仏教では、他の人たちに対するあたたかい共感の心情をその純粋なかたちにおいて「慈悲」として把握する。子に対する親の愛が、慈悲に近いものであると考えられている。慈悲は、他人を献身的に愛するということであり、他人の苦しみをおのれの身に引き受けるということでもある。

仏教的慈善の主要なキーワードとして、このような「慈悲」と「<sup>じ た かに</sup>自他不二」および「布施」がある。

利他とは、他者の利益をはかろうとし、他人の幸福を行為の目的とすることである。慈悲にもとづく利他の実践が利他行である。この利他行が自他不二となる。自他不二とは、自他一体であり、自他平等をいう。自他不二にもとづいてのみ慈悲の実践が成立する。

生命あるものすべてを救うという衆生済度<sup>すじょうさいど</sup>が、慈悲の精神である。救いの対象である衆生のなかには、病人や貧窮困苦の人たちも含



ま	れ	て	い	る	こ	と	は	も	ち	ろ	ん	で	あ	る	。	慈	悲	の	実	
踐	は	自	他	不	二	の	平	等	性	に	も	と	づ	い	て	行	わ	れ	る	
の	で	あ	る	か	ら	，	濟	度	(	救	い	)	の	対	象	が	病	人	や	
浮	浪	者	や	乞	食	で	あ	っ	て	も	，	救	う	と	い	う	慈	悲	の	
実	踐	に	お	い	て	は	，	実	踐	主	体	(	救	濟	者	)	と	実	踐	
対	象	(	救	濟	対	象	)	と	は	同	じ	く	平	等	で	あ	る	と	い	
う	こ	と	に	な	る	。	実	踐	主	体	は	救	濟	者	で	あ	る	と	い	
う	自	己	を	捨	て	て	，	全	面	的	に	実	踐	対	象	の	た	め	に	
奉	仕	す	る	こ	と	が	求	め	ら	れ	る	。	こ	の	こ	と	が	自	他	
不	二	に	も	と	づ	く	慈	悲	の	実	踐	に	な	る	の	で	あ	る	。	
	慈	悲	の	実	踐	に	お	い	て	，	実	踐	主	体	(	救	濟	者	)	
が	実	踐	対	象	(	救	濟	対	象	)	に	生	活	財	等	を	供	給	す	
る	こ	と	が	「	布	施	」	で	あ	る	。	救	濟	対	象	(	病	人	・	
貧	窮	困	苦	の	人	た	ち	→	悲	田	と	い	う	)	へ	の	布	施	は	，
福	田	思	想	と	布	施	功	徳	論	に	よ	っ	て	成	り	立	っ	て	い	
る	(	本	文	100	頁	参	照	)	。											
	3	．	政	治	的	救	濟	の	原	理										
		①	公	的	社	会	福	祉	の	形	成									
	成	立	期	の	ヨ	ー	ロ	ッ	パ	の	近	代	国	家	に	お	い	て	は	，
王	の	意	思	が	国	家	の	意	思	と	さ	れ	た	。	イ	ギ	リ	ス	の	

1601年救貧法は、乞食や浮浪を禁止し、就労を強制することによって絶対王政のための旧社会秩序を維持することを目的とし、そのために浮浪貧民や乞食等を排除する「排貧主義」を原理とするものであった。

産業革命を背景にして成立した1834年改正救貧法は、新しい支配階級となったブルジョアジーの価値観を反映して彼らの幸福を理念とし、彼らの政治秩序を維持するために増加する救済財源を削減する方法として、貧窮を怠惰の結果として罰する「貧民懲罰主義」を救済原理とするものであった。この時期は労働者や救貧法受給対象者は政権から排除され、まだ国政に参加できる市民ではなかった。

19世紀から20世紀の第1次世界大戦前後にかけて、失業や貧困等の社会問題に対する社会的な諸施策が飛躍的に発展したなかで行われた労働者の貧困調査の結果、労働者が自分で責任の負えない社会的条件のもとで生活困難に陥ることを明白にし、そのことによって

国は彼らを救済し援護する責任のあることを  
 認めることになった。この時期、イギリスで  
 は成人男子労働者の参政権が認められ（1884  
 年、日本では1925年）、1928年（日本では19  
 45年）には男女平等の参政権によってすべて  
 の国民がはじめて国政に参加する主権者とな  
 り、政策主体（援助者）となった。このこと  
 によって、これまで政権から排除されてきた  
 労働者の普通選挙権・政治参加が保障される  
 ことになった。かくして基本的人権を原理と  
 する公的社会保障の基盤が整備されてきた。  
 ローマの救済アリメンタが、国政に参加で  
 きる権利をもつ同じ市民から没落していく貧  
 困市民を国家が庇護するのと同じように、援  
 助者（政策主体）と要援助者（政策対象）と  
 が対等な市民となったときに、「公的社会保障  
 社」が成立したことになる。  
 公的社会保障の形成は、以上のように民主  
 主義への道程の歴史でもあった。したがって、  
 現代社会における公的社会保障は、すべての



連	帯	と	参	加															
地	域	福	祉	重	視	の	原	理	(	ノ	ー	マ	ラ	イ	ゼ	ー	シ	ョ	
ン	,	統	合	,	住	民	主	体	の	在	宅	福	祉	)					
自	立	の	支	援															
		④	社	会	福	祉	原	理	の	統	合	と	社	会	福	祉	シ	ス	テ
ム																			
「	相	互	扶	助	の	原	理	」	は	,	公	的	扶	助	と	社	会	福	祉
サ	ー	ビ	ス	を	支	え	る	「	共	生	・	扶	助	」	お	よ	び	社	会
保	険	制	度	を	支	え	る	「	社	会	連	帯	・	互	恵	主	義	」	と
い	う	二	つ	の	原	理	か	ら	な	る	も	の	で	あ	る	。			
「	宗	教	的	慈	悲	の	原	理	」	は	,	福	祉	実	践	に	携	わ	る
人	た	ち	を	精	神	的	に	支	え	る	福	祉	エ	ー	ト	ス	(	ボ	ラ
ン	タ	リ	ズ	ム	)	と	し	て	機	能	し	て	い	る	。				
「	政	治	的	救	済	の	原	理	」	は	,	民	主	化	へ	の	道	程	を
経	て	,	人	権	を	原	理	と	す	る	公	的	社	会	福	祉	へ	と	継
承	さ	れ	て	い	る	。													
現	代	の	社	会	福	祉	原	理	は	,	人	権	を	柱	と	し	,	共	
生	・	扶	助	と	連	帯	・	互	恵	お	よ	び	地	域	福	祉	重	視	が
人	権	を	支	え	,	主	と	し	て	宗	教	的	慈	悲	の	原	理	に	よ
っ	て	醸	成	さ	れ	た	福	祉	エ	ー	ト	ス	(	ボ	ラ	ン	タ	リ	ズ

ム)	が	福	祉	実	践	を	動	機	づ	け	な	が	ら	,	全	体	と	し		
て	一	つ	の	社	会	福	祉	シ	ス	テ	ム	を	形	成	し	て	い	る	。	
第	6	章	で	は	,	社	会	福	祉	の	大	要	を	理	解	す	る	た		
め	に	,	福	祉	的	行	為	の	過	程	を	援	助	関	係	と	し	,	こ	
の	よ	う	な	援	助	関	係	を	構	成	し	て	い	る	諸	要	素	(	援	
助	主	体	,	援	助	対	象	,	福	祉	価	値	,	福	祉	実	践	)	を	
明	ら	か	に	す	る	と	と	も	に	,	こ	れ	ら	諸	要	素	が	そ	れ	
ぞ	れ	の	働	き	(	機	能	)	を	分	担	し	相	互	に	関	連	し	あ	
い	な	が	ら	形	成	す	る	複	合	的	全	体	と	し	て	の	社	会	福	
祉	シ	ス	テ	ム	と	そ	の	構	造	に	つ	い	て	明	ら	か	に	し	た	。
1.	援	助	関	係	の	構	成	要	素	と	社	会	福	祉	シ	ス	テ			
ム																				
援	助	者	(	主	体	)	か	ら	要	援	助	者	(	対	象	)	へ	原		
則	と	し	て	無	償	で	生	活	財	ま	た	は	福	祉	サ	ー	ビ	ス	の	
供	給	が	行	わ	れ	る	福	祉	的	行	為	の	や	り	と	り	の	過	程	
が	,	「	援	助	関	係	」	で	あ	る	。	こ	の	援	助	関	係	は	,	
あ	る	社	会	や	集	団	の	構	成	員	で	あ	る	援	助	者	(	主	体	)
が	,	要	援	助	者	(	対	象	)	を	な	ん	ら	か	の	価	値	(	目	
的	・	理	念	)	に	準	拠	し	な	が	ら	,	援	助	状	況	に	適	合	
し	て	い	る	規	範	に	し	た	が	っ	て	,	援	助	(	実	践	)	す	

るといふ、援助者と要援助者との間でやりとりされる援助の過程であるといふことができる。

以上のような援助関係という概念枠は、超歴史的普遍的であるとともに、歴史性をもつことを明らかにした（本文、121頁参照）。

そしてこの概念枠の構成要素を、現代日本の福祉状況に当てはめると、次のようになる。

#### ① 社会福祉の供給（援助）主体

これは、政策主体、経営主体、実践主体の三つに大別することができる。

政策主体と経営主体は、社会福祉政策の立案・決定と、その執行体制として社会福祉の供給組織（措置権者、措置期間、福祉サービス提供・調整機関）や社会福祉の財政と費用負担を担当する。

実践主体は、社会福祉のマンパワー、社会福祉の専門職、社会福祉士、介護福祉士等の問題として扱われる。

## ② 社会福祉の援助対象

社会福祉の援助対象は、要援助性（自立性の欠落）をもつ生活問題という視点と、要援助性または依存性をもつ福祉ニーズと需要という二つの視点からとらえることができる。

## ③ 社会福祉の価値・理念

社会福祉の価値・理念には、人間の尊厳性、基本的人権の擁護、自立の支援等がある。これらは、社会福祉の供給（援助）主体や援助対象の福祉的行為を規制する社会福祉制度（いわゆる社会福祉六法等の社会福祉関係法令・習慣・道徳・宗教）という形態をとって具体化されている。

## ④ 社会福祉規範

社会福祉規範は、社会福祉の価値が状況適合的に具体化された社会福祉法規範（社会福祉六法等の関係法令）、およびその他の福祉に関係する慣習・道徳・宗教等の規範からなるものであり、これらを一般に福祉（規範）文化とよぶ。



### ⑤ 社会福祉実践（方法）

社会福祉実践には、所得の保障、生活資料の供給、対人サービスの供給、専門役務（保育、養護、療育、介護、相談、指導など）の供給と、そのための援助技術がある。

以上のような現代日本の福祉状況にあてはめた援助関係の概念枠（①から⑤の構成要素からなる）によって構成される社会福祉システムは、図示のとおりである。（本文123項参照）。

### 2. 社会福祉の構造

社会福祉システムは、援助関係を構成している諸要素（援助者・要援助者・福祉価値・福祉規範・福祉実践）間の機能によって構成されている。社会福祉の構造とは、社会福祉システムの機能を分担している援助関係の構成要素間の比較的に変化しにくい要素をさす。

社会福祉システムの場合、憲法に規定された人間の尊厳性、基本的人権の擁護、自立の支援等の「価値」と生活困窮者、児童・母子家

庭，高齢者，障害者等，個別的な援助対象の  
 特性に対処するように規定された社会福祉関  
 係法令等の「規範」と，そのような規範によ  
 って規定され，配分された援助者と要援助者  
 双方の「役割」とが，変化しにくい社会福祉  
 の構造要素といわれるものである。

社会福祉の構造が社会福祉のなかで比較的  
 変化しにくい要素の関連であるといっても，  
 その安定性はいつも相対的なものである。社  
 会福祉の構造をなす諸要素は，それぞれの働  
 きを分担し，社会福祉の機能を充足するもの  
 として存在している。社会福祉の構造は，こ  
 のような機能を達成するものとしてその存在  
 理由を保つことができるのである。そのうえ，  
 これらの価値や規範や役割が構造要素として  
 変化しにくいのは，援助者（供給主体）等の  
 社会福祉関係者はもちろんのこと，多数の国  
 民によって承認・支持されている（制度化さ  
 れている）からである。

したがって，経済や国民生活や社会意識の

変化にともなうて、福祉価値や規範や役割が  
 制度化されなくなつたときに、社会福祉関係  
 法令等が改正されたり、廃止されたり、ある  
 いは新しい法令の制定等が行われることにな  
 る。私たちは、これらのことをもって社会福  
 祉の構造が変動したという。

現代日本の社会福祉の構造は、政策主体  
 (主として選挙によつて選出された国民の代  
 表からなる政権党と行政官僚制)の関与する  
 国家の意志・政策を決める「政策決定構造」  
 と、決定された政策を執行する社会福祉経営  
 主体(社会福祉施設・機関・団体)および実  
 践主体(組織に所属する福祉専門職従事者等)  
 の関与する「政策執行構造」という二つの構  
 造からなるものである(166項「社会福祉の  
 構造モデル」参照)。

第7章では、日本の社会福祉の歴史を取り  
 上げ、今日の社会福祉が民主主義への道程の  
 なかで歴史的に形成されたものであることを  
 明らかにした。特に、我が国の社会福祉の歴

史	に	お	い	て	大	き	な	特	徴	は	,	第	一	に	,	近	代	社	会	
の	開	幕	期	の	<small>じゅつきゆうきそく</small>	恤	救	規	則	(	1874	年	)	が	,	貧	民	の		
救	済	を	家	族	・	近	隣	・	地	域	の	相	互	扶	助	に	ま	か	せ	,
無	告	の	窮	民	(	身	寄	り	の	な	い	生	活	に	困	っ	た	者	で	,
し	か	も	70	歳	以	上	13	歳	以	下	の	廃	疾	,	疾	病	,	老	衰	,
幼	弱	で	あ	る	者	)	の	み	を	救	済	し	た	に	す	ぎ	な	い	の	
に	,	救	護	法	制	定	(	1932	年	施	行	)	ま	で	の	約	60	年		
間	存	続	で	き	た	と	い	う	日	本	の	社	会	福	祉	文	化	遺	産	
(	生	活	困	窮	者	の	援	助	を	家	族	・	近	隣	・	地	域	相	互	
扶	助	に	ま	か	せ	,	そ	の	こ	と	が	日	本	の	淳	風	美	俗	で	
あ	る	と	し	て	奨	励	さ	れ	た	)	の	重	み	を	引	き	ず	っ	て	
き	て	い	る	こ	と	,	第	二	に	,	第	二	次	世	界	大	戦	で	の	
敗	戦	を	契	機	に	,	近	代	的	な	社	会	事	業	が	成	立	し	,	
1960	年	代	に	公	的	社	会	福	祉	制	度	の	骨	格	が	形	成	さ		
れ	整	備	さ	れ	て	き	た	こ	と	,	そ	し	て	第	三	に	平	成	の	
福	祉	改	革	と	よ	ば	れ	る	一	連	の	社	会	福	祉	改	革	に	よ	
っ	て	大	き	く	そ	の	制	度	が	変	化	し	て	き	て	い	る	こ	と	
で	あ	る	。																	
	日	本	の	社	会	福	祉	の	歴	史	を	踏	ま	え	て	こ	そ	,	介	
護	保	険	の	導	入	を	契	機	に	21	世	紀	に	向	け	て	大	き	く	

変動しようとしている我が国の今後の社会福祉を展望することができるのである。

第8章では、欧米の社会福祉の歴史を、イギリスを中心として述べたものである。その理由は、社会福祉ということばが資本主義の一定の発達段階に応じて使われるようになったことを考えるとき、資本主義経済が世界諸国に先駆けて、しかも典型的な形で発達したといわれるイギリスの社会福祉の歴史は、これまた典型的な展開を示し、資本主義諸国における社会福祉の歴史一般の中核に位置するものであるということが出来るからである。

第9章では、福祉専門職と倫理を述べたものである。社会福祉の仕事は、高度の専門知識や技術や職業倫理が求められること、仕事の特色が福祉サービスの利用者の生活に直接関わる対人サービスであることである。それゆえに、この仕事に携わる福祉専門職従事者は、特に人格や仕事への熱意といった個人的資質が重視されることになる。このような福

